

四日市市上下水道局告示第12号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事前審査型条件付一般競争入札共通事項（平成22年四日市市上下水道局告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、事前審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。<u>本公告の内容は、四日市市が発注する工事（四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第2条第3号に定めるもの）を対象とする。</u></p> <p>（本公告は、入札に係る工事の概要及び<u>個別公告で求める入札参加資格要件</u>を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の工事の概要及び入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する<u>個別公告に記載する。</u>）</p> <p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「<u>入札参加資格</u></p>	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、事前審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。</p> <p>（本公告は、入札に係る<u>工事等</u>の概要及び入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の<u>工事等</u>の概要及び入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する。）</p> <p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者で</p>

<p>者名簿」という。)に登録されている者であって、次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者</p> <p>ア 建設工事 入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者</p> <p>イ 測量業務 入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者</p> <p>ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者</p> <p>エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者</p> <p>オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者</p> <p>カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償関係コン</p>	<p>あって、次に定める<u>建設工事等の種別</u>ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者</p> <p>ア 建設工事 <u>四日市市請負工事</u>入札参加資格者名簿に<u>登載</u>されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者</p> <p>イ 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者</p> <p>ウ 建築物の設計業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者</p> <p>エ 建設コンサルタント業務 <u>建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による登録を受けている者</u></p> <p>オ 地質調査業務 <u>地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による登録を受けている者</u></p> <p>カ 補償コンサルタント業務 <u>補償コンサルタント登録規程（昭和59</u></p>
--	--

<p><u>サルタント」として登録されている者</u></p> <p>(3) <u>建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>次の各号に掲げる場合においては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。</u></p> <p>ア <u>民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている場合又は再生手続開始の決定がなされた場合</u></p> <p>イ <u>会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている場合又は更生手続開始の決定がなされた場合</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>年建設省告示第1341号) 第2条第1項の規程による登録を受けている者</u></p> <p>(3) <u>建設業法第27条23の規定に基づき、当該業種に関する有効期限内の経営事項審査を受けている者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>2 入札参加資格の確認等</p> <p>(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>ア 提出先 四日市市上下水道局 管理部総務課</p> <p>イ 提出部数 1部</p>	<p>2 入札参加資格の確認等</p> <p>(1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事等の入札参加確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>ア 提出先 四日市市上下水道局 総務課</p> <p>イ 提出部数 1部</p>

<p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 設計図書の販売</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 販売期間は、工事の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に予約があったものについて販売する。</p> <p>4 設計図書等に対する質問</p> <p>設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。</p> <p>質問に対する回答は、上下水道局<u>管理部</u>総務課において供覧する。</p> <p>5 入札方法</p> <p>定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。</p> <p>直接上下水道局<u>管理部</u>総務課に持参した入札書は受け付けない。</p> <p>6 現場説明会</p> <p>工事の現場説明会は行わない。</p> <p>9 入札書に記載する事項</p> <p>(1) 四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に、工事（業務）名、工</p>	<p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 設計図書の販売</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 販売期間は、<u>工事等</u>の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に予約があったものについて販売する。</p> <p>4 設計図書等に対する質問</p> <p>設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。</p> <p>質問に対する回答は、上下水道局総務課において供覧する。</p> <p>5 入札方法</p> <p>定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。</p> <p>直接上下水道局総務課に持参した入札書は受け付けない。</p> <p>6 現場説明会</p> <p><u>工事等</u>の現場説明会は行わない。</p> <p>9 入札書に記載する事項</p> <p>(1) 四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に、工事（業務）名、工</p>
---	---

事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(2) (略)

(3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

#### 10 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

#### 12 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)から(9)まで (略)

(10) 工事費内訳書（建設工事関連業務の場合は業務委託費内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内

事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事等の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。

(2) (略)

(3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

#### 10 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で上下水道局総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

#### 12 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)から(9)まで (略)

(10) 工事費内訳書の提出を求めた工事等について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

<p>訳書が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの (<u>スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く</u>)</p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>総合評価方式の入札において技術提案に係るヒアリングが設定されている場合に、そのヒアリングを欠席したもの</u></p>	<p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの (千円未満の端数処理を除く)</p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>13 問い合わせ先</u></p> <p><u>四日市市上下水道局総務課</u></p> <p><u>四日市市堀木一丁目3番18号</u></p> <p><u>電話059-354-8352</u></p>
--	--

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に告示する工事に適用する。

(上下水道局管理部総務課)